

## 白山市広報紙広告掲出取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、白山市広報紙（以下「広報紙」という。）に掲出する広告の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(掲出可能な広告等の範囲)

第2条 広報紙に広告を掲出することができるもの、広告の内容等は、白山市有料広告掲出要綱及び白山市有料広告掲出基準の規定によるものとする。

2 市税の滞納がある者の広告は、掲載しないものとする。

(広告掲出の優先順位)

第3条 広告を掲出する優先順位は、次の順位とする。

(1) 国、地方公共団体、公益法人及びこれらに類するものの広告

(2) 民間事業者のうち、市内に事業所等を有するものの広告

(3) 前2号に該当しないものの広告

(広告掲出希望者の募集)

第4条 広告掲出希望者の募集は、広告枠に空きが生じたときに行うことができるものとする。

2 市長は、募集を行うに当たり、広告掲出者となり得るものに対し、広告掲出の案内をすることができるものとする。

(広告の掲出場所、大きさ及び枠数)

第5条 広告の掲出場所は、広報紙の紙面の中で市長が指定する。

2 広告の1枠の大きさは、縦45ミリメートル 横85ミリメートルとする

3 広告の枠数は、8枠以内とする。

(広告料等)

第6条 広告の掲出は、広報紙の発行号単位とし、掲出料は、1枠につき2万8百円とする。

(広告掲出の申込み)

第7条 広告の掲出を希望するものは、白山市広報紙広告掲出申込書（様式第1号）に、掲出しようとする広告の原稿案を添えて、市長に申し込むものとする。

2 市長は、業種及び広告内容により、資格免許証、諸証明書など広告掲出申込書の内容を確認できる書類の添付を求めることができるものとする。

(広告掲出の決定)

第8条 市長は、広告の掲出の申込みを受けたときは、白山市有料広告掲出要綱第7条第1項の規定により、白山市広報紙広告掲出決定通知書（様式第2号）又は白山市広報紙広告非掲出決定通知書（様式第3号）により、申込者に通知するものとする。

2 広告の申込みが当該広告枠数を超え、かつ、すべての条件が同等と判断したときは、抽選により決定する。

(広告掲出契約の締結)

第9条 市長は、広告掲出決定通知を受けた者（以下「掲出者」という。）と白山市有料広告掲出要綱第7条第3項の規定により、白山市広報紙広告掲出契約書（様式第4号）を締結するものとする。

(広告掲出料の納入)

第10条 掲出者は、市長の指定する期日までに広告掲出料を一括納付するものとする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(広告掲出者の責任等)

第11条 広告の内容に関する責任は、掲出者が負うものとする。

2 掲出者は、市長の指定する方法により印刷版下（完全原稿）を作成し、市長が指定する期日までに提出するものとする。

(掲出者の届出義務)

第12条 掲出者は、次の各号のいずれかに該当するときは、白山市広報紙広告掲出内容変更届（様式第5号）により、速やかに市長に届け出るものとする。

(1) 広告の掲出を取り下げるとき。

(2) 広告を差し替えるとき。

(3) 前2号に規定するもののほか、白山市広報紙広告掲出申込書の記載内容に変更があったとき。

(広告掲出の取消し)

第13条 市長は、市の行政運営上支障があるとき、又は市長が指定する期日までに掲出者が原稿を提出しなかったときは、広告の掲出を取り消すことができる。

(その他)

第14条 この要領に定めるもののほか、広告の掲出に関して必要な事項は、白山市有料広告掲出要綱の規定による。

附 則

この要領は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

この要領の施行の際、同日前に申し込みのあった広告掲出分については、なお従前の例による。